

インターネット支店外貨普通預金の自動積立プラン規定
2023年6月19日制定

お 客 さ ま へ

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

インターネット支店外貨普通預金の自動積立プランは、この規定書の各条文ならびにインターネット支店取引規定、しずぎん WebWallet サービス規定およびインターネット支店外貨預金規定によりお取り扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。

なお、外貨預金は預金保険の対象外です。

1. インターネット支店外貨普通預金の自動積立プラン

- (1) インターネット支店外貨普通預金の自動積立プラン（以下「自動積立プラン」といいます。）のご利用にあたっては、あらかじめ当行所定の手続きにより、振替日、振替金額（円貨額）等を届け出るものとします。なお、引落指定口座は、同一名義人のインターネット支店円貨普通預金口座（以下「引落口座」といいます。）とします。
- (2) 当行は、指定された振替日または振替曜日に、指定された振替金額を引落口座から自動振替により引き落としのうえ、その金額を当行所定の外国為替相場で算出した外貨額をもって、指定の外貨普通預金口座に入金します。
- (3) 自動積立プランは、1通貨あたり1件までご契約いただけます（複数回お申し込みされた場合は、最後のお申し込みが優先されます）。

2. 自動振替

- (1) 振替の間隔はつぎのいずれかからご指定ください。なお、①③の振替日または振替曜日は、お客様の指定日または指定曜日とします。
 - ①毎月1回
指定日が銀行休業日の場合は、翌営業日に振替を行います。ただし、翌営業日が翌月となる場合は、前営業日に振替を行います。なお、指定日が存在しない場合（31日など）は、その月の最終営業日に振替を行います。
 - ②毎月3回（10日、20日および月末日）
10日、20日が銀行休業日の場合は、翌営業日に振替を行います。また、月末日が銀行休業日の場合は、前営業日に振替を行います。
 - ③毎週1回（指定の曜日）
指定の曜日が銀行休業日の場合は振替を行いません。
- (2) 振替金額は、あらかじめ円貨額でご指定いただきます。1回あたり1千円以上500万円未満（1千円単位）でご指定ください（前項第1号または第2号による積立の場合、年2回まで増額指定（1回あたり2千円以上1,000万円未満）が可能です）。なお、自動積立プランご利用による引き落としと他商品・他サービスでの自動振替による引き落としが同日に行われる場合、そのいずれを先に引き落とすかは当行の任意とします。
- (3) 前項の場合、引落口座からの引き落としについては、普通預金規定にかかわらず、払

戻請求書の提出は必要ありません。

- (4) 当行所定の引き落とし処理時に、引落口座の残高(総合口座の当座貸越限度額を含む)が振替金額に満たない場合は、通知および振替を行いません。また、振替日当日の入金であっても、当行所定の引落とし処理後に入金となった場合は、同様に通知および振替を行いません。

3. 外貨普通預金口座への入金

- (1) 振替日における入金指定口座(外貨普通預金口座)への入金外貨額は、前条第2項に定める積立金額に当行所定の外国為替相場を使用し算出します。この際、預入通貨の補助通貨単位未満は当行所定の方法で取り扱います。
- (2) 入金指定口座(外貨普通預金口座)には、自動積立プランによるご入金のほか、随時お預け入れ、お引き出しが可能です。随時お預け入れされる場合は、自動積立プランの手数料ではなく、インターネット支店の通常為替手数料がかかります。

4. 新規お申し込み・解約のお申し込み

- (1) 自動積立プランを新規お申し込み、または、解約をお申し込みいただく場合は、インターネットバンキングによりお申し込みください。お電話によるお申し込みは承りません。
- (2) 新規お申し込み、解約とも、当行受付日の翌営業日以降の振替指定日より適用します。

5. 取引内容の変更

同一通貨の振替日、振替金額等の取引内容を変更する場合は、新たに自動積立プランをお申し込みいただくことで、既存の契約内容が更新されます。取引通貨を変更する場合は、変更前の通貨について、自動積立プランを解約したうえで、新たに自動積立プランをお申し込みください。

6. 反社会的勢力との取引拒絶

お客さまが第7条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行は自動積立プランの受け入れをお断りするものとします。

7. 解約等

- (1) 自動積立プランは、解約または取引内容の変更がない限り、同一条件で自動振替を継続します。
- (2) お客さまの引落口座が解約された場合、または指定の外貨普通預金口座が解約された場合は、当行は自動積立プランの契約を終了したものと取り扱います。
- (3) 自動積立プラン契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、当行受付日の翌営業日以降の振替指定日より適用します。
- (4) 次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行は契約終了の通知をすることにより自動積立プランの契約を終了することができるものとします。

- ①自動積立プラン申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (5) お客さまによる解約がされないまま、長期間にわたり振替がなされない場合、または住所変更・連絡先の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が不明になった場合等、相当の事由がある場合、当行は自動積立プラン契約を終了したものと取り扱うことがあります。
- (6) 自動積立プランは金融情勢の変化・取扱通貨国の諸事情等により自動振替を中止する場合があります。

8. 書面および計算書の不発行

自動積立プランのお申し込み、解約ならびに振替は、インターネットバンキングでご確認ください。当行から、お申し込み、解約にかかる書面および振替にかかる計算書は発行しません。

9. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、引落口座にかかる各種規定ならびにインターネット支店取引規定、インターネット支店外貨預金規定およびしずぎん WebWallet サービス規定により取り扱います。

以上